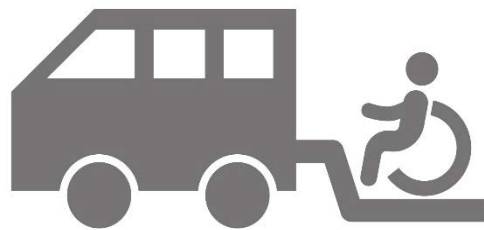


介助用自動車 購入等助成金



車いす等を使用する在宅の重度障がい者の方や要介助者のために自動車をリフト付き等に改造する経費、または既に改造された自動車を購入する経費を助成します。

自動車の購入・改造前に申請が必要です。購入後の申請はできません。

助成を受けた車の購入日から軽自動車は4年間、普通自動車は6年間、譲渡・交換・廃車・貸付又は担保にはできません。（所有していた車を改造した場合は改造完了日から起算します）

対 象 者 1～3のいずれかに該当する方

- 以下のA・B両方の要件を満たす者
 - 下肢機能障害または体幹機能障害により車いす等を使用する在宅者
 - 身体障害者手帳の総合等級が1級または2級
- 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」に規定するランクがBまたはCに該当する65歳以上の者であって、移動に車いす等を使用している在宅の者
- 上記1・2に該当する者の介助者でその者と生計を一にする者

所 得 制 限

※その世帯の主たる生計維持者の前年の所得が所得制限限度額を超えないこと。

控除については詳しくは福祉課障がい者支援担当にお問い合わせください。

扶養親族 等の数	※障害者ご本人のとき	※配偶者および扶養義務者のとき
	所得額（参考：収入額の目安）	所得額（参考：収入額の目安）
0人	3,604,000円（約5,180,000円）	6,287,000円（約8,319,000円）
1人	3,984,000円（約5,656,000円）	6,536,000円（約8,586,000円）
2人	4,364,000円（約6,132,000円）	6,749,000円（約8,799,000円）
3人	4,744,000円（約6,604,000円）	6,962,000円（約9,225,000円）

特別障害者手当の限度額と同じ

助 成 対 象 経 費

- 要介助者が容易に乗降できるように所有する自動車を改造する経費。
- 要介助者が容易に乗降できるように、すでに改造された新車の自動車を購入する場合、改造のない同型車両購入費との差額部分。（中古車は助成対象外です）

※納品が申請年度内に行われる必要があります。

※経費は購入費も改造費も消費税を引いた金額で考えます。

助 成 金 の 額

【60万円】と【助成対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額】を比較して、少ない方の額に3分の2を乗じた額。（＝最大40万円） ※1,000円未満の端数は切り捨てます。

申請の流れ

都留市福祉課へ申請

【必要なもの】

- ・都留市介助用自動車購入等助成金申請書（福祉課窓口にあります）
- ・身体障害者手帳（対象者2の方は必要ありません）
- ・印鑑
- ・世帯全員の住民票
- ・その世帯の主たる生計維持者の所得証明書
- ・見積書

申請書のコピーを添付すれば手数料がかからず取得できます

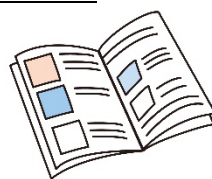
A 改造する場合：改造費のみの見積書

B すでに改造された自動車を購入する場合は：改造車両の見積書と改造前の車両の見積書（カタログ掲載の税抜き車体本体価格）

・カタログ

A：改造部品のカatalog

B：改造車両と改造前の車両のカatalog



（福祉課から県へ書類を送付し、審査後に県から福祉課へ交付決定通知が送られてくる）

（福祉課から申請者へ交付決定通知が送られてくる）

申請者は自動車販売業者と購入または改造の契約



納車し、支払いを行ったら**納車後1カ月以内(または申請の翌年度4/10のどちらか早いほう)**に福祉課へ実績報告書を提出

【必要なもの】

- ・都留市介助用自動車購入等助成金実績報告書（福祉課窓口にあります）
- ・契約書の写し（新車注文書等、自動車販売会社との購入・改造契約がわかるもの）
- ・領収書の写し
- ・車検証の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要です）
- ・改造後の車両の写真（プリントアウトしたものでも可）

※改造部分のわかる写真。車両ナンバーも一緒に写っている写真を1枚以上入れる

市から申請者の口座へ助成金が振り込まれる



〒402-0051

都留市下谷 2516-1 いきいきプラザ都留 1F

都留市 福祉課 障がい者支援担当

☎ 0554-46-5112

平日 8:30～17:15